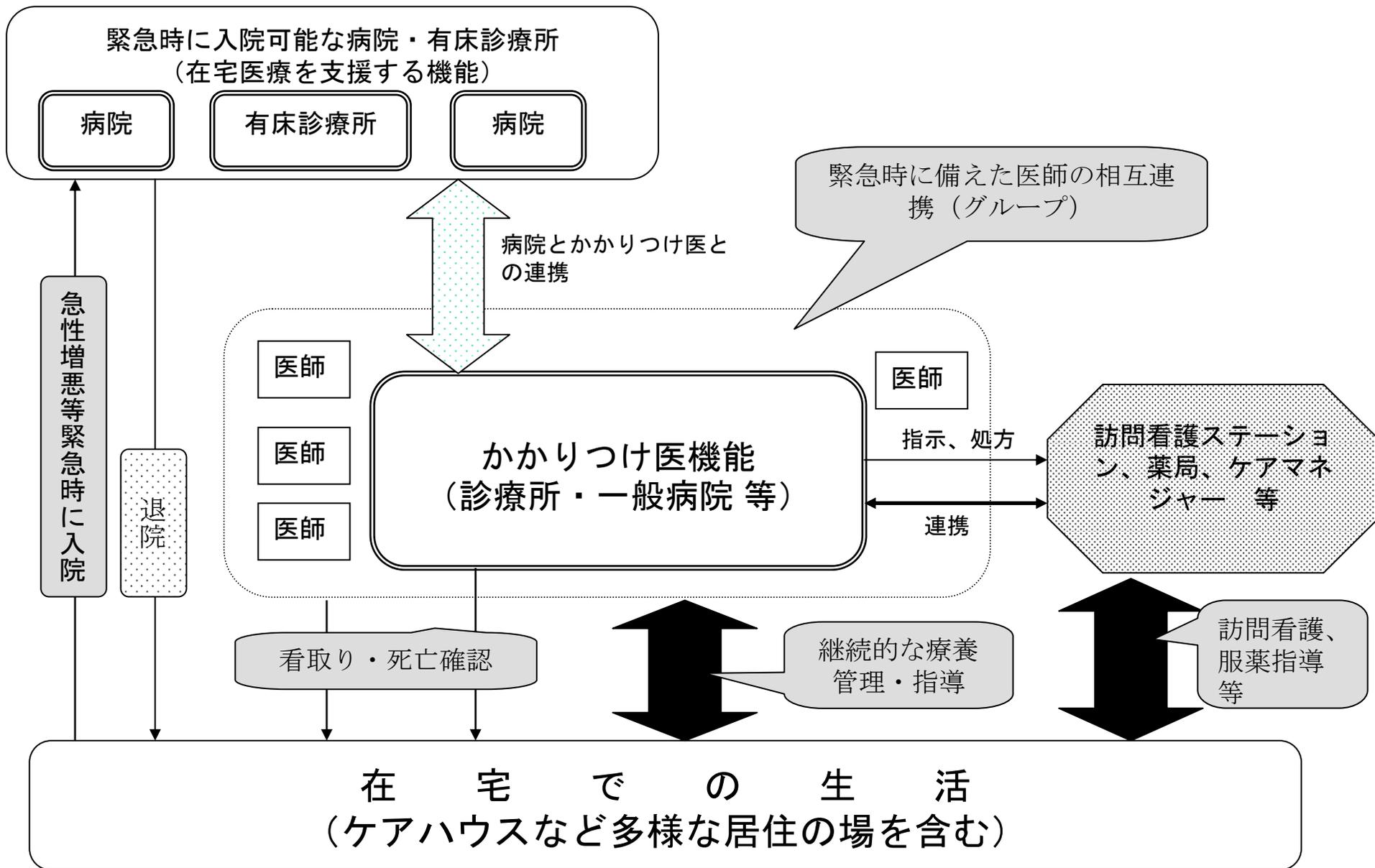


在宅医療（終末期ケアを含む）の連携のイメージ



④ 多様な居住の場の確保及びそこへの在宅医療の提供

介護施設や居住系サービスにおいて安心して医療が受けられる体制作り

一人暮らしなど、自宅で過ごせない要介護状態の方が生活する場である介護施設や居住系サービスにおいて、医療との連携を充実させ、必要な時に必要な医療が安心して受けられるようにします。

例：

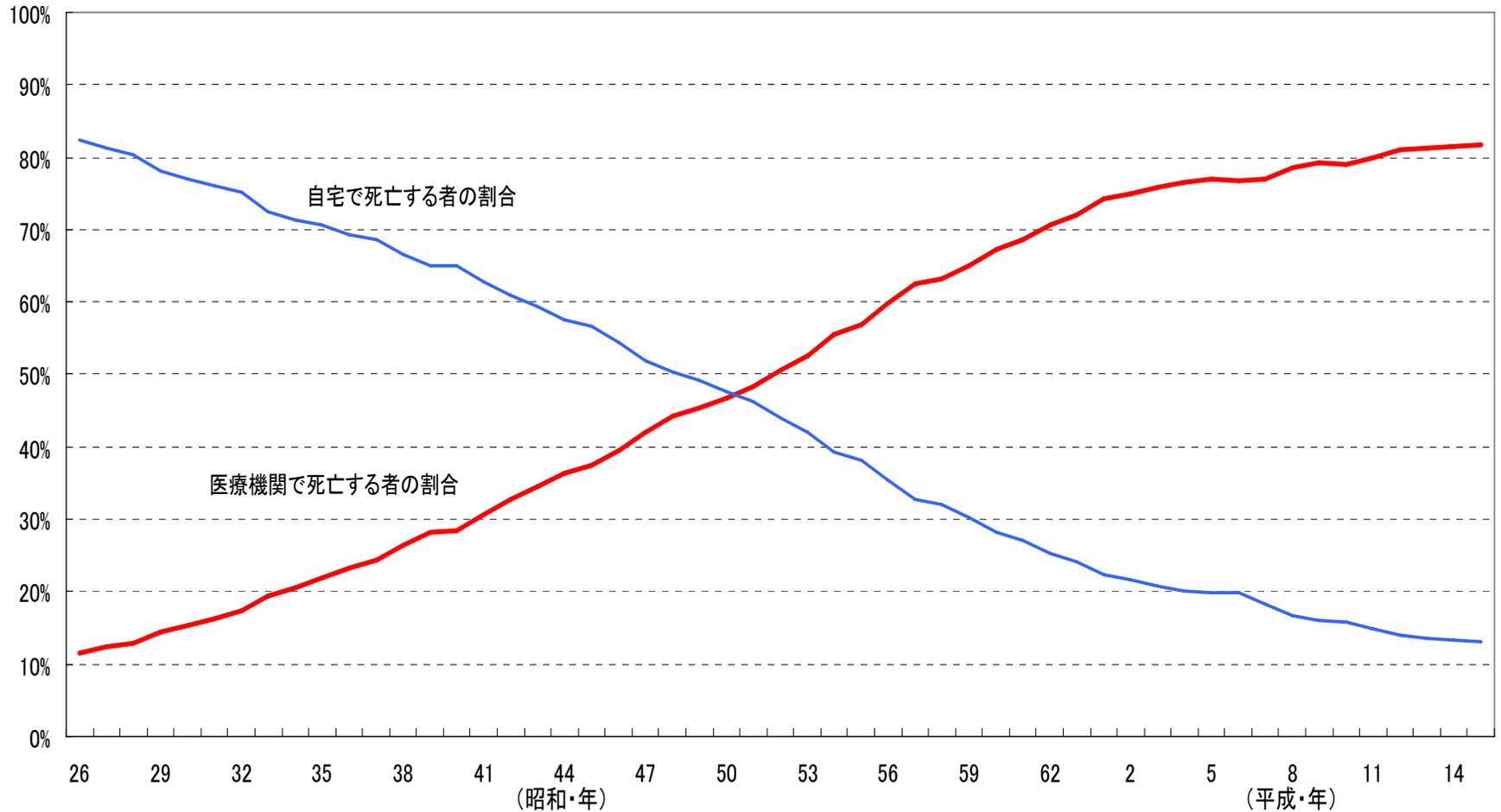
特別養護老人ホーム：夜間におけるオンコール体制や看取りに関する体制の整備

ケアハウス：訪問診療や訪問看護の体制の整備

(参考1)

医療機関における死亡割合の年次推移

- ・ 医療機関において死亡する者の割合は年々増加しており、昭和51年に自宅で死亡する者の割合を上回り、更に近年では8割を超える水準となっている。



資料:「人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(参考2) 高齢者の在宅療養を支える新たな取組の推進

※肺ガンにより入院。手術等の治療後に退院し、在宅での抗癌剤治療、酸素療法等を継続しつつ、在宅での看取りを希望する例

移行期

安定期

終末期

入院

退院

対応の方向

・入院から在宅での療養への円滑な移行を促進する。

・患者及び家族が安心できるような24時間対応可能な体制を確立する。

・住み慣れた場で最期を迎えることを選択できるよう、ターミナルケアの体制を充実させる。

○退院後の在宅医療を担当する医師、看護師等と病院等との連携を強化

(介護保険との連携強化)

○グループホーム、ケアハウスといった多様な居住の場での在宅医療を充実

○医師、看護師等医療職種とケアマネージャー等との多職種連携の一層の促進

(緊急時の対応)

○複数の医師の連携により常時往診、常時緊急入院を可能とする体制を強化

○複数の医療機関等の連携により、在宅におけるターミナルケアを一層推進

○多様な居住の場におけるターミナルケアを推進

静岡市静岡医師会と市内の病院で行われている在宅医療の地域連携の例

○在宅患者相互連携システム(イエローカード・システム)

・制度の概要

ア 在宅の寝たきり患者が、病状の悪化に備えて、自分が診療を希望する病院を選択し、かかりつけ医は、当該患者の病状をあらかじめ病院に登録する。

→ 患者にイエローカードを配付

イ 家で寝たきりの患者の容態が急に悪くなったときは、まず、かかりつけ医に連絡するが、万一連絡がとれない場合は、イエローカードに登録してある病院に連絡し、当該病院で診療を受け、必要ならば入院もできる。

○在宅医療支援看取りシステム(グリーンカード・システム)

・制度の概要

ア 家族とともに在宅で最後を全うしたいと希望する患者について、かかりつけ医は患者の希望を受けて、あらかじめ病状を医師会に登録しておく。

→ 患者にグリーンカードを配付

イ 在宅で看取りを希望される患者の容態が急変したときには、まず、かかりつけ医に連絡する。万一連絡がとれない場合は、救急隊に電話をし、グリーンカードを持っていることを伝え、救急隊が当番の医師に連絡し、当該医師が駆けつけ、在宅患者の看取りを行う。

(2)新しい医療計画

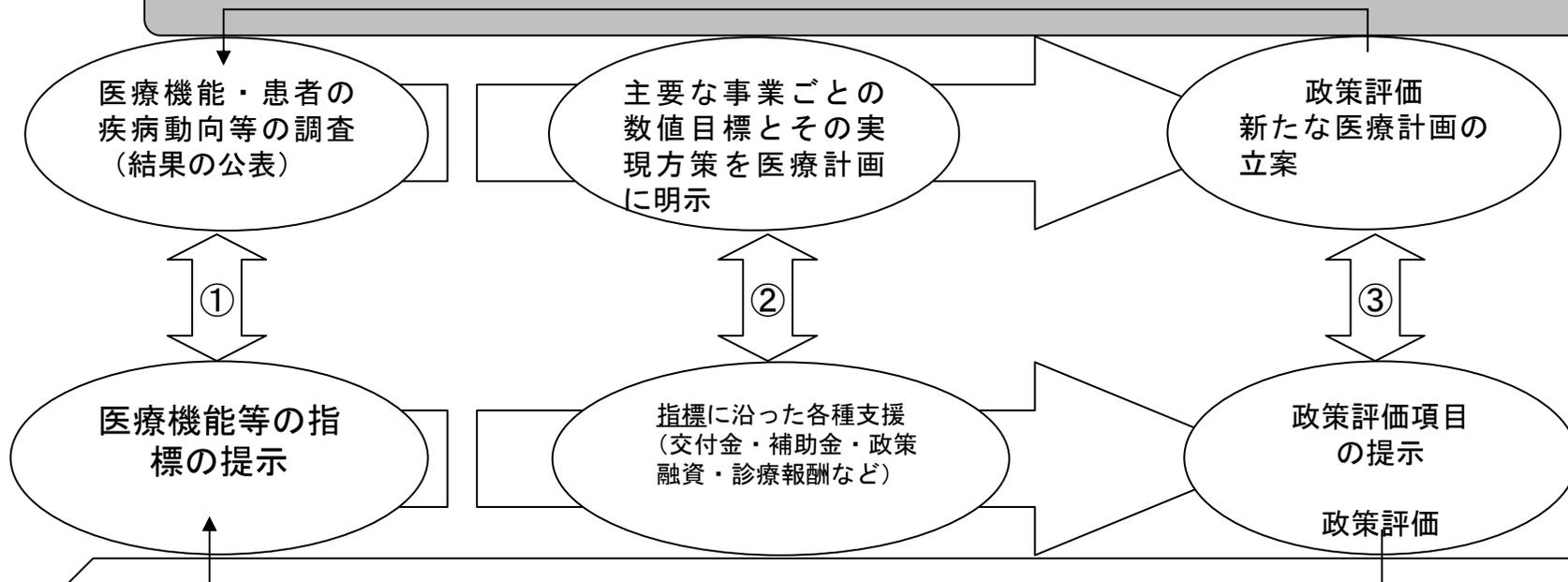
新しい医療計画では、脳卒中、がん、小児救急など事業別に、分かりやすい指標と数値目標を住民・患者に示し、計画の実施状況を事後評価できる仕組み（＝政策の循環（計画の作成・実施・政策評価・計画の見直し））を導入します。

・主要な事業（脳卒中、がん、小児救急、災害医療など）ごとの医療連携体制の構築

都道府県

・住民、患者に分かりやすい主要な事業ごとの数値目標（病気ごとの年間総入院日数の短縮、在宅看取り率の向上、地域連携クリティカルパスの普及など）の設定

医療計画の作成



・医療機能に関する指標の整備

国

・数値目標による将来の望ましい保健医療提供体制の明示

予防の重視

- 近年、我が国では、中高年の男性を中心に、肥満者の割合が増加傾向。肥満者の多くが、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の危険因子を複数併せ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大。
- こうした内臓脂肪肥満に着目した「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」の概念を導入し、国民の運動、食生活、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向け、国民や関係者の「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動を展開。
- また、生活習慣病の予防についての保険者の役割を明確化し、被保険者・被扶養者に対する効果的・効率的な健診・保健指導を義務づけるなど、本格的な取組を展開。
- 都道府県健康増進計画の内容を充実し、運動、食生活、喫煙等に関する目標を設定し、国民の生活習慣改善に向けた普及啓発を積極的に進めるとともに、健診・保健指導実施率等の目標を設定し、その達成に向けた取組を促進。
- 保健指導の効果的な実施を図るため、国において保健指導プログラムの標準化。